公告第1063号

入札公告(電気)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年11月16日

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之

1 工事概要

(1) 工事名　：　高遊原64･65号建物電源新設工事

(2) 工事場所：　熊本県益城郡益城町大字小谷１８１２　陸上自衛隊高遊原分屯地

(3) 工事内容：　本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気)
電源新設工事

(4) 工期　：　令和9年3月31日（水）まで

(5)　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　防衛省における令和7･8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級）以上であること

工事区分	格付
電気	C

(5)　平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成･引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること　（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
　なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
　また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
　ア　電気において、上記記載の資格又は同様以上の資格を有する者である。
　イ　平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。
　　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
　ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8)　一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　西部方面会計隊本部業務科が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65 点以上であること。

(10)　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求めれれた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない匡又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先	②仕様書に関する問い合わせ先
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1－1－1 陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面隊会計隊本部業務科　契約班 担当　　和田 TEL　096-368-5111(内線3573) FAX 096-368-3579(直通)	〒861－2204 熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地　業務隊　管理科 担当　　陣内 TEL　096－232－2101(内線352)

(2) 入札説明書の交付期間等
　ア 交付期間　令和8年11月17日(火) から　令和8年12月1日(火) まで
　(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。) の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

　イ 交付場所
　　3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 現場説明会
　統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

(4) 申請書及び資料の提出期限等
　ア 提出期限: 令和8年12月1日(火)午後3時00分まで
　イ 提出方法 :3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(5) 入札書の受領期限等
　ア　受領期限:令和8年12月10日(木)
　イ　提出方法:3 (1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
　ウ　郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所
　ア 日時　　令和8年12月11日(金)午前10時00分
　イ 場所　　:健軍駐屯地会計隊会議室

4 その他
(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金:免除

(3)　契約保証金 納付
　実施要領は、契約締結後別に示す。
　また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
　なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10 分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10 分の3）以上とする。
(4)　入札の無効
　次に掲げる入札は無効とする。
　ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
　イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
　ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札
　エ暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
　オその他入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法
　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
ただし、本入札案件は、低入札価格調査対象となるもので、基準に該当する場合は、調査に協力するものとする。

(6)　配置予定監理技術者の確認
　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の 監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査 （以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否 :要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
　上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(15)　資料のヒアリングを行う。

(16)　郵便による入札とする。入札に参加する場合は、封筒に 「件名、日時、入札書在中」と記載し、入札期日前日までに到着したものを有効とする。開札後、落札者に連絡を実施する。（原則、当日中）

(17)現場確認を実施しないで入札した場合のそれ以降に係る疑義に関しては受付ず、全て乙の責任に帰するものとする。

入　札　書

件　名（業務の名称）　高遊原６４・６５号建物電源新設工事

入札金額：￥

上記の金額をもって入札心得書の条項を承諾の上、入札します。
当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和８年１２月１１日

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉　裕之　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

委　任　状

受任者
　営業所名
　役　　職
　氏　　名
　使 用 印　　印

　私は上記の者を代理人と定め、下記件名の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件　名（業務の名称）：高遊原６４・６５号建物電源新設工事

委任者
　住　　所
　商号又は名称
　役　　職
　代 表 者 氏 名　　印

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉　裕之　殿

高遊原６４・６５号建物電源新設工事

合　議　（管理科）					
管理科長	営繕班長	工事企画	ｴﾈﾙｷﾞｰ管理	施設管理	電気係長

件　　名	高遊原６４・６５号建物電源新設工事				
図面名称	表　　紙				
図面番号	１／５		作成年月日	R8.10.15	
業務隊長	派遣隊長	施設班長	工事企画	管財係	係
陸上自衛隊　健軍駐屯地業務隊　高遊原派遣隊　施設班					

仕　様　書

1　件　名
　高遊原６４・６５号建物電源新設工事

2　場　所
　熊本県上益城郡益城町大字小谷１８１２ 陸上自衛隊高遊原分屯地内

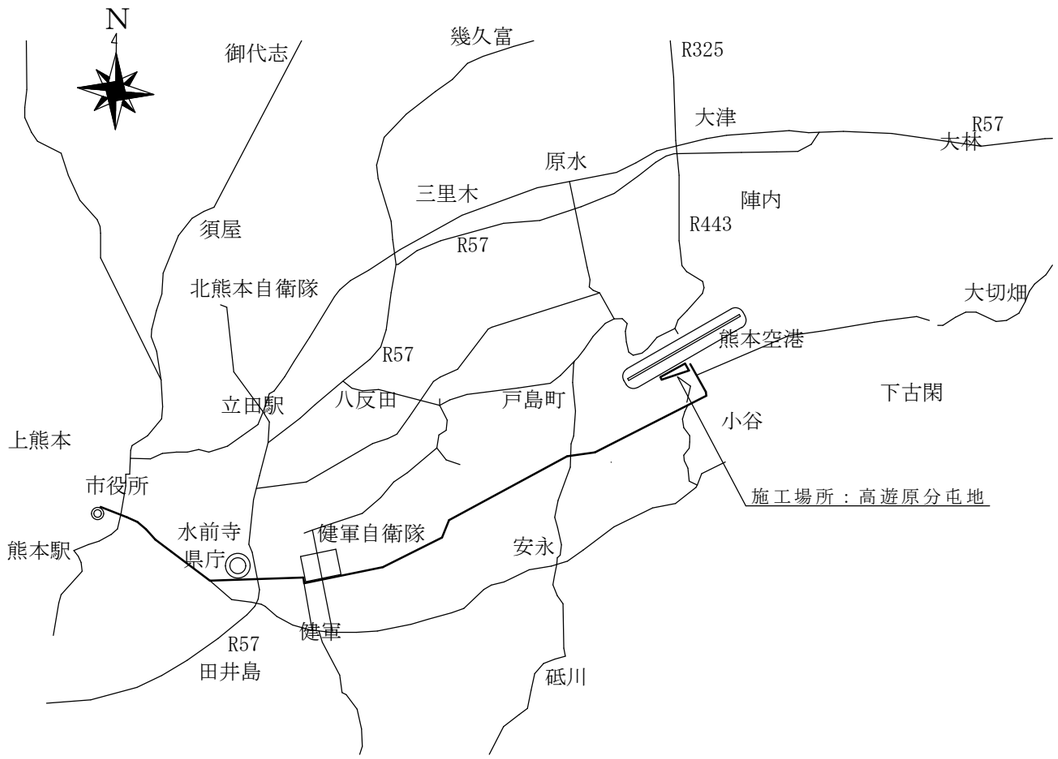
3　概　要
　本工事は電源新設を実施するもの。
(1) 配線工事　　一式
　（新設）ＥＭ－ＩＥ５．５ｓｑ（１３５ｍ）・ＥＭ－ＣＥＴ１４ｓｑ（１３５ｍ）
　（新設）ＥＭ－ＩＥ２２ｓｑ（１２５ｍ）・ＥＭ－ＣＥＴ１００ｓｑ（１２５ｍ）
(2) 分電盤増設　　一式
(3) ブレーカー増設　　一式
(4) 配管工事　　一式

4　一般事項
(1) 本仕様書・設計図書に記載なき事項については、以下によるものとする。
　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築(改修)工事標準仕様書(電気設備工事編)』
(2) 本仕様書及び設計図書に記載無き事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は受注者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事についても同様とする。
(3) 施工中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意する。また、必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
(4) 本工事に伴う分屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当該の諸規定に従うこととし、その都度監督官から指示する。
(5) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本工事に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
(6) 本工事の完成に際しては、当該工事に関する箇所の清掃及び片付けを実施する。
(7) 本工事の写真はカラーとし、工事用アルバム（Ａ列４番）に整理し監督官に１部提出する。工事写真は、各箇所、各工程ごとに撮影するものとし、隠蔽箇所は特に重点的に撮影する。この際、使用材料等及び加工等の作業も撮影すること。
(8) 本工事により発生した産業廃棄物は、受注者の責任において分屯地外へ搬出し、適切に処分するものとする。 また、金属類等の発生材については、監督官の指示する場所へ集積して、その後健軍駐屯地の廃材置き場へ運ぶこと。
(9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

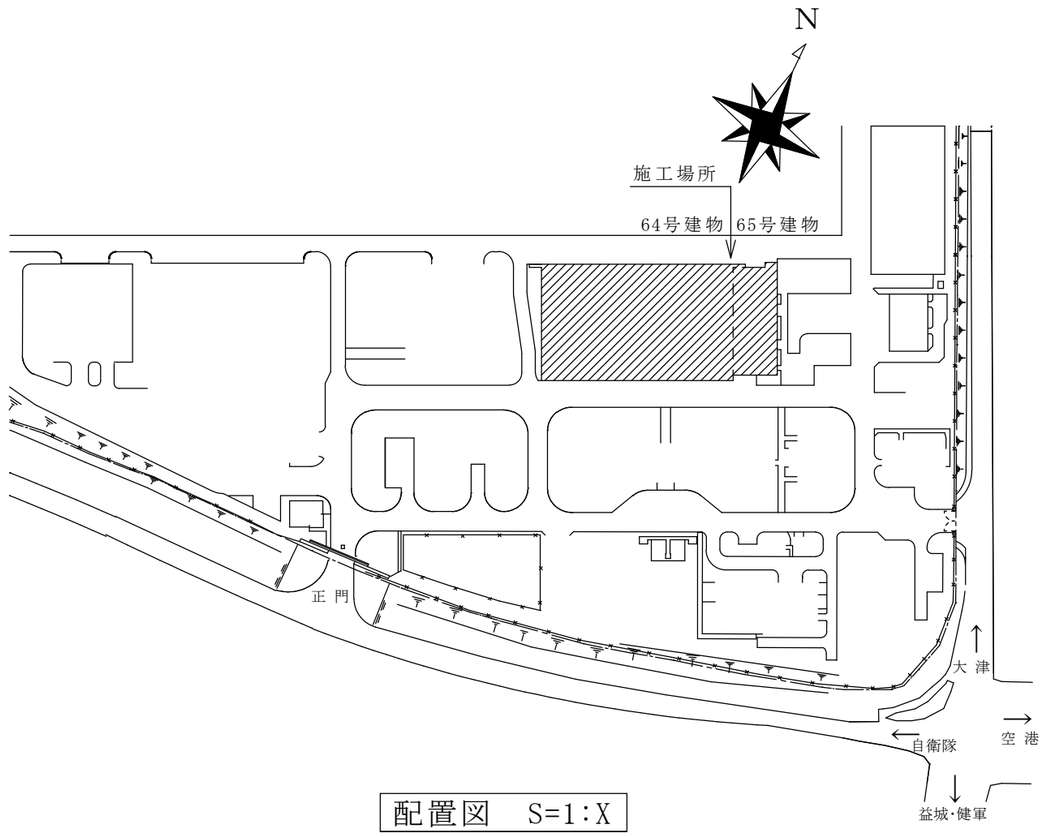
5　特記事項
(1) 本工事着工に際し事前に工程表を作成し、監督官と協議した後に着工する。
　尚、停電調整については十分余裕をもって調整し、停電実施日は土曜・日曜・祝日を基準とし、夜間作業は計画しないこと。停電予定日に災害など不測の事態があって停電が出来なかった場合は再度調整し、停電日及び時間帯を決定すること。
(2) 工事終了後、各種測定等を実施し書類を提出すること。
(3) 工事可能時間は08:15～17:00までとする。ただし17:00まで工事ができるわけでなく、17:00には分屯地外へ退場する時間を示す。（停電工事は除く）

6　提出書類
(1) 着工届
(2) 工事工程表（予定及び実施）
(3) カタログ、承認図等
(4) 完成届
(5) 各種材料の出荷証明書
(6) 材料搬入報告書
(7) 工事写真帳
※ (1)、(4)、(6) については事前に監督官から様式を示す。

件　　名	高遊原６４・６５号建物電源新設工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	２／５	作成年月日	R8.10.15
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

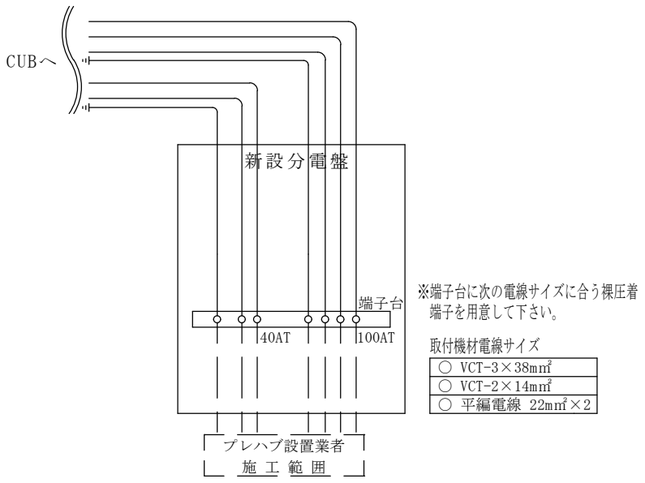


案　内　図　　S=1:X



配置図　S=1:X

件　　名	高遊原６４・６５号建物電源新設工事		
図面名称	案内図・配置図		
図面番号	３／５	作成年月日	R8.10.15
陸上自衛隊　健軍駐屯地業務隊　高遊原派遣隊　施設班			

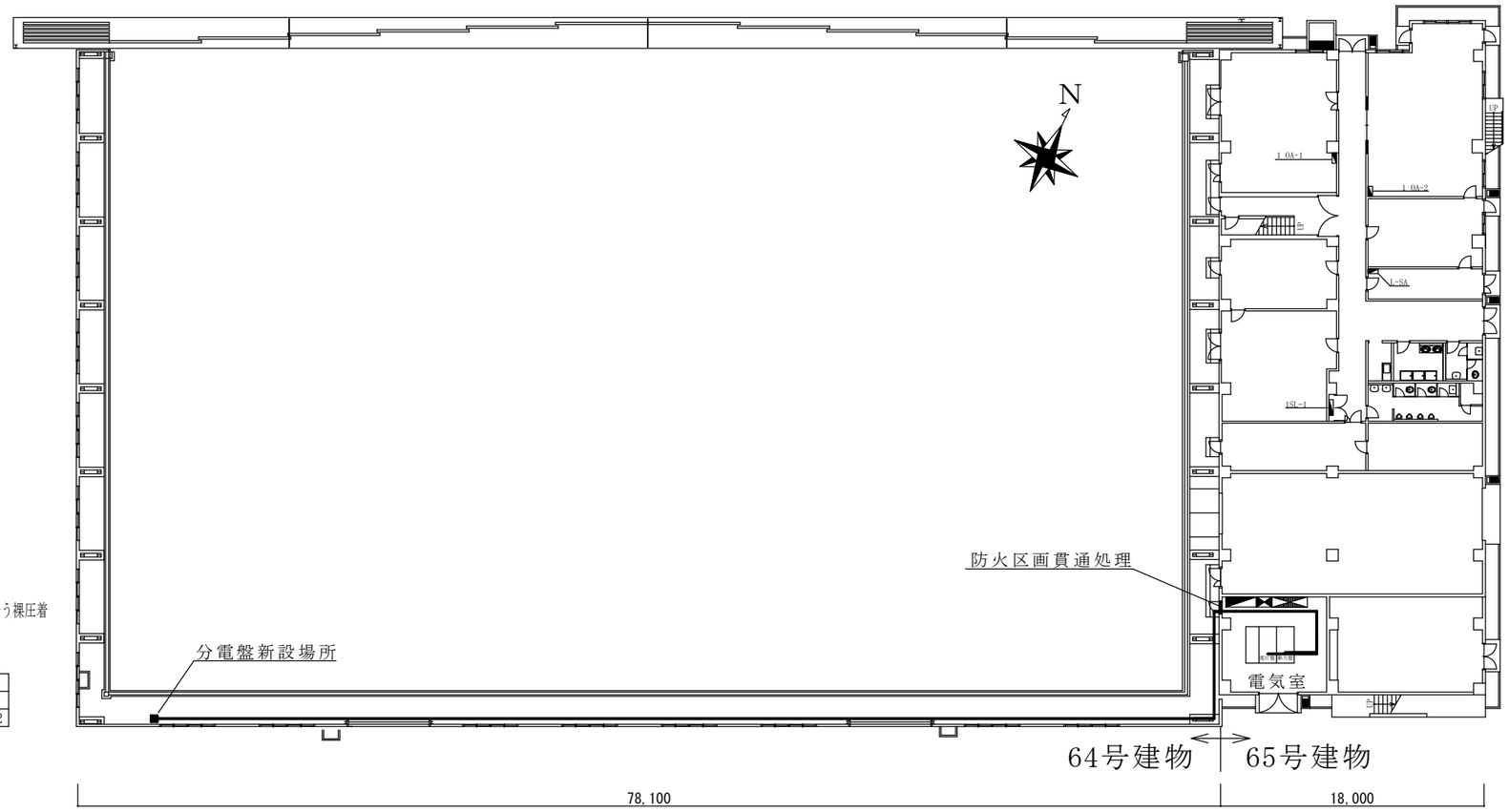


※端子台に次の電線サイズに合う裸圧着端子を用意して下さい。

取付機材電線サイズ

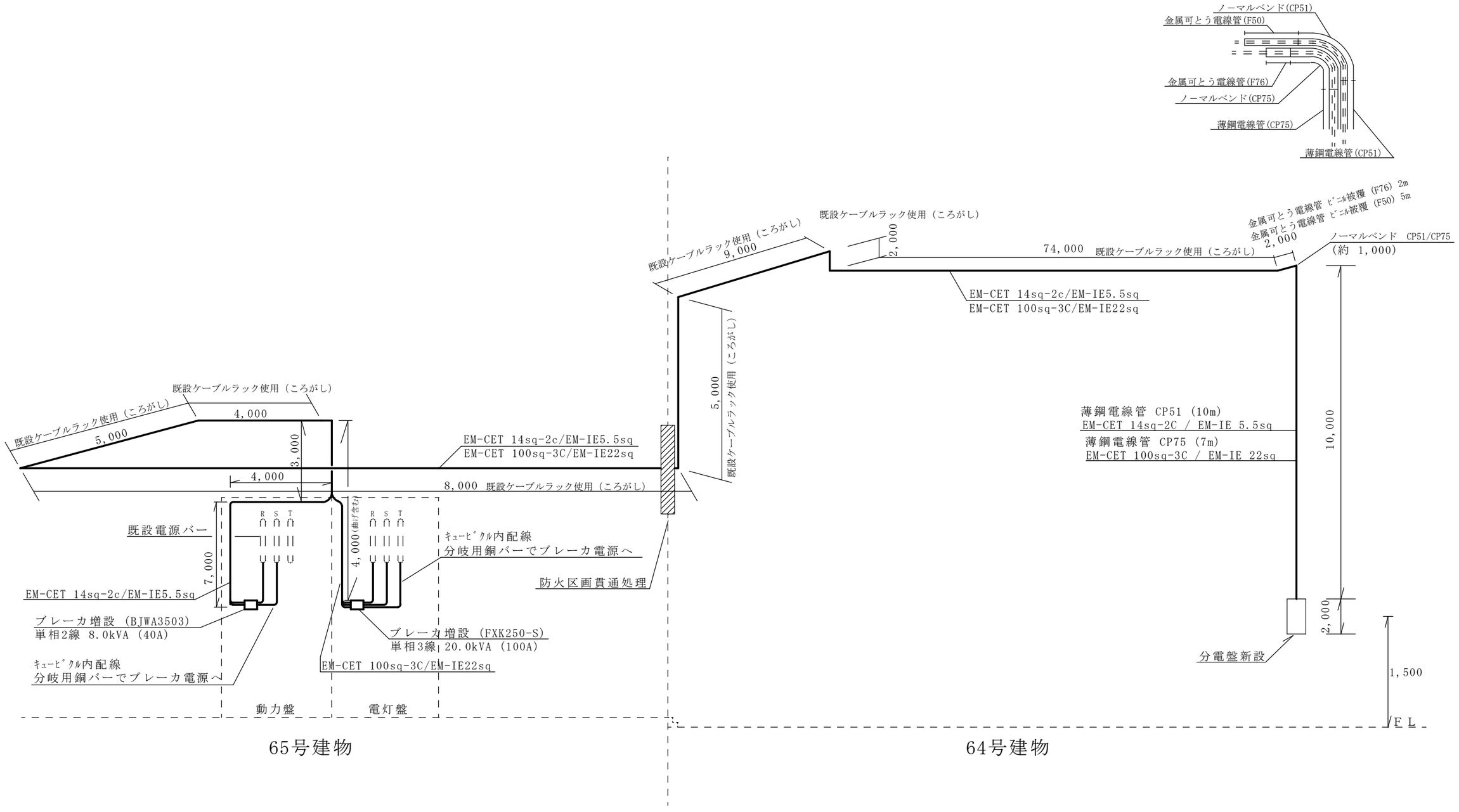
○ VCT-3×38mm²
○ VCT-2×14mm²
○ 平編電線 22mm²×2

新設分電盤略図　S=1:X



64･65号建物　平面図　S=1:400

件　　名	高遊原６４・６５号建物電源新設工事		
図面名称	６４･６５号建物平面図・新設分電盤略図		
図面番号	４／５	作成年月日	R8.10.15
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			



６４号建物　分電盤新設展開図 S=1:X

件　　名	高遊原６４・６５号建物電源新設工事		
図面名称	６４号建物 分電盤新設展開図		
図面番号	５／５	作成年月日	R8.10.15
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

市場価格調査依頼書

件名：高遊原６４・６５号建物電源新設工事（入札日：R8.12.11）

No	項　目	規　格	単位	数量	単　価	金　額
1	高遊原６４・６５号建物電源新設工事	仕様書のとおり	式	1		①
	(1) 仮設費	仕様書のとおり	式	1		
	(2) 工事費	仕様書のとおり	式	1		
	(3) 総諸経費（共通仮設費）	仕様書のとおり	式	1		
	(4) 総諸経費（現場管理費）	仕様書のとおり	式	1		
	(5) 総諸経費（一般管理費）	仕様書のとおり	式	1		
	(6) 産業廃棄物処理費	仕様書のとおり	式	1		

本工事を履行するのに必要な日数は、②　　日です。

1　上記①②欄に、①総額及び②履行に要する日数を見積もってください。
（内訳(1)～(6)にそれぞれに金額を記載し工事合計金額を①に記載してください。）

2　本見積は消費税抜きの金額を記載してください。

（各項目）　別紙は部分的に金額を問い合わせている箇所です。従って、合計額と上記の①の合計と一致しないものとして認識ください。

No	品　名	規　格	単位	数量	単価	③金額
1	薄鋼電線管	CP-51	m	1.0		
2	薄鋼電線管	CP-75	m	1.0		
3	ノーマルベンド	CP-51	個	1.0		
4	ノーマルベンド	CP-75	個	1.0		
5	耐熱性ポリエチレン絶縁電線	EM-IE 5.5mm²	m	1.0		
6	耐熱性ポリエチレン絶縁電線	EM-IE 22mm²	m	1.0		
7	電気塗装工事	仕様書のとおり	式	1.0		
8	配線用遮断器	FXK250-S (MCCB)	個	1.0		
9	漏電遮断器	BJWA3503 (ELCB)	個	1.0		
10	電灯分電盤（取付込）	100AT・40AT 端子台付き	式	1.0		
11	分岐用銅バー	仕様書のとおり	式	1.0		
12	高所作業車	１２m	式	1.0		
13						
14						

1　各項目の直接工事費の③金額（税抜）を記入してください。

2　各項目の単価・金額（税抜）には、一般管理費等を含めないでください。

○**令和８年１２月２日（水）11：00迄**に、本書類の送付（FAX）のご協力をお願いします。

（連絡先）

電話番号　　096-368-5111（内線3573）

FAX番号　　096-368-3579

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

住　所

会社名

代表者名

標準現場説明書（金銭的保証）

第１　一般事項

１　入札（又は見積書の提出）について

⑴　この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、図面、仕様書、入札心得書（又は見積心得書）、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。

⑵　この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　契約の保証について

⑴　落札者（又は契約の相手方）は、建設工事請負契約書案の提出とともに、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

ア　債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ｱ)　契約保証金の支払の保証ができる者は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

(ｲ)　保証書の宛名の欄には、「分任契約担当官　陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面会計隊本部業務科長　秋吉裕之」と記載されるように申し込むこと。

(ｳ)　保証債務の内容は建設工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(ｴ)　保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(ｵ)　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

(ｶ)　保証期間は、工期を含むものとすること。

(ｷ)　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６月以上確保されるものとする。

(ｸ)　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ｹ)　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保託金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ｺ)　受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

イ　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ｱ)　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(ｲ)　公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任契約担当官　陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面会計隊本部業務科長　秋吉裕之」と記載されるように申し込むこと。

(ｳ)　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(ｴ)　保証金額は、請負代金額の１０分の１の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の１０分の３の金額以上とする。

(ｵ)　保証期間は、工期を含むものとすること。

(ｶ)　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ｷ)　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ｸ)　公共工事履行保証証券による保証を選択した場合は、工事完成後を除き、発注者は建設工事請負契約書第５条第１項ただし書きに規定する承諾をしないものとする。

ウ　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険証券に係る証券

(ｱ)　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(ｲ)　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ｳ)　保険証券の宛名の欄には、「分任契約担当官　陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面会計隊本部業務科長　秋吉裕之」と記載されるように申し込むこと。

(ｴ)　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(ｵ)　保険金額は、請負代金額の１０分の１の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の１０分の３の金額以上とする。

(ｶ)　保険期間は、工期を含むものとすること。

(ｷ)　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ｸ)　受注者の責に掃すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑵　第１号の規定にかかわらず、契約金額が予算決算及び会計令第１００条の２第１項第１号の規定により、建設工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

3　工期変更の場合における保証事業会社に対する通知について

⑴　前払保証約款第７条の２に基づく被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、建設工事請負契約書第３８条第４項に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。

⑵　受注者は、前号により保証事業会社に対して通知を行ったときは、その旨を発注者に対して通知するものとする。

4　建設工事請負契約書案について

⑴　第１条関係（総則）

ア　仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。

イ　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ　本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

⑵　第２条関係（関連工事の調整）

受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。

⑶　第６条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）

下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事１件として発注できるような場合及び工事の主体的な部分をとりまとめて他の１人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。

⑷　第７条関係（下請負人の通知）

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。

⑸　第１０条関係（現場代理人及び主任技術者等）

ア　第１項第２号に定める者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に３月以上の雇用関係にあるものをいう。

イ　「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

ウ　「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

⑹　第１１条関係（履行報告）

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。

⑺　第１７条関係（工事用地の確保等）

ア　「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

イ　「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

⑻　第２０条関係（設計図書の変更）

設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに行う。

⑼　第２１条関係（工事の中止）

第３項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

⑽　第２７条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

ア　賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が２月以上ある場合に行う。

イ　第２項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して１４日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が行う。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

ウ　第５項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。

⑾　第３１条関係（不可抗力による損害）

ア　第４項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

イ　１回の損害額が当初の請負代金額の５／１０００の額（この額が２０万円を超えるときは２０万円）に満たないものは、損害額に含めない。

⑿　第３７条関係（前金払）

ア　受注者は、請負代金額が１０００万円以上で、かつ、工期が１５０日以上の工事については、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することができる。また、その選択結果については、契約締結時までに申し出

るものとし、その後においては変更することはできない。

イ　中間前金払を選択した場合においては、契約担当官等又は契約担当官等が指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の１０分の２以内の中間前金払の支払を請求することができる。

ウ　認定の請求は、当該契約に係る工期の２分の１（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の２分の１）を経過し、かつ、概ね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済み材料を含む。）でも２分の１（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の２分の１）以上である場合に行うものとする。

エ　低入札価格調査を受けたものとの契約については、第１項中「１０分の４」を「１０分の２」に、第５項中「１０分の４」を「１０分の２」に、「１０分の６」を「１０分の４」に、第６項及び第７項中「１０分の５」を「１０分の３」に、「１０分の６」を「１０分の４」と読み替えるものとする。

⒀　第３８条関係（保証契約の変更）

第２項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

⒁　第５６条関係（解除に伴う措置）

ア　「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

イ　「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

⒂　第５９条関係（契約不適合責任期間等）

第１項における契約不適合責任期間の存続期間については、建設工事ごとに定めるものとし、原則として２年とする。ただし、設備機器本体等の当該期間は１年とする。

⒃　第６０条関係（火災保険等）

建設工事請負契約書第６０条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、この取扱いにより難いときは、必要に応じて契約担当官等と協議するものとする。

ア　受注者は、火災、落雷、爆発又は破裂あるいは、台風、せん風、暴風雨の風災を原因として起こる損害をてん補できる保険を、付保するものとし、保険金は原則として請負代金額とする。ただし、次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。

なお、受注者自ら当該保険に付加する特約等については、これをさまたげるものではない。

(ｱ)　解体、撤去、分解又は後片づけ工事

(ｲ)　建物の基礎工事及び外構工事

イ　受注者は、工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）を付保するものとする。

ウ　保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後１４日とする。

エ　受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容に基づき保険契約の変更を行わなければならない。

オ　受注者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。

⒄　第６４条関係（あっせん又は調停）

建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。

５　指導事項について

⑴　建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

⑵　建設工事の適正な施工の確保について

ア　建設業法（昭和２４年法律第１００号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

イ　下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。

ウ　建設業法第２６条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置するものとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

エ　ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

⑶　労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

⑷　建設業退職金共済制度について

ア　受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、自ら雇用する建退

共制度の対象となる労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は共済証紙（以下「証紙」という。）を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に報告し、又は当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ　受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後４０日以内、証紙貼付方式の場合は工事契約締結後１か月以内に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。

なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及びポイント又は証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。以下同じ）により申し出ること。

ウ　受注者は、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合等において、ポイント又は証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

エ　建退共制度に加入していない受注者、ポイント若しくは証紙の購入又は機構への報告若しくは証紙の貼付が不十分な受注者は、指名等について考慮することがある。

オ　ポイント又は証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

カ　受注者は、下請契約を締結する際は、下請負人に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係るポイント又は証紙をあわせて購入すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負人の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すること。

キ　下請負人の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負人に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請負人においてできる限り下請負人の事務の受託に務めること。

ク　受注者は、機構から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

ケ　受注者は、建退共制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を工事監督官へ提出し、工事検査官に提示すること。

⑸　ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ　ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ　ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。

キ　工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク　工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通交全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

コ　アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

⑹　分別解体等実施義務について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条第１項の規定による分別解体等をしなければならない。

⑺　防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第６９９３号。２０．６．５）に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

ア　下請等から暴力団を排除するための措置について

暴力団員等は、下請等として使用しないこと。

イ　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(ｱ)　発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(ｲ)　(ｱ)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ｳ)　発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

ウ　通報等義務を怠った場合の措置について

(ｱ)　暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等__を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。
(ｲ)　(ｱ)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させるものとする。
(ｳ)　(ｱ)による指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。
(ｴ)　(ｱ)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないものとする。

6　入門手続等について

⑴　一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立入月日及び立入りしようとする人数等についての契約担当部署と調整を行うものとする。

⑵　工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。また、当該関係書類を提出の際は受注者の代表者（現場代理人等）が記載漏れや本人確認資料等を確認するとともに、申請が許可されて入門許可証等が発行される際は、受注者が一括して受領した場合にあっては、受注者は身分証明書等による申請者本人であることを確認した上で手交することとし、自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあっては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこととする。

なお、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者は、工事等に従事する者として認めない。

建設工事に係る入札心得書等

目　　次

		ページ
まえがき		3
１　入札心得書		4
２　見積心得書		１１
別記様式第１	委任状	１６
別記様式第２	年間委任状	１７
別記様式第３	委任状	１８
別記様式第４	入札書	１９
別記様式第５	入札辞退届	２０
別記様式第６	見積書	２１
別記様式第７	見積辞退届	２２

ま　え　が　き

陸上自衛隊の各契約機関で行われる入札、見積合わせ等契約に参加される方は、国の契約事務処理に関して法令、規則等によって細部が定められておりますので、法令、規則等についてある程度の御理解をもっていただかないと手続に手違いを生じたり不測の損害を受けることにもなりかねません。このようなことがないよう基本的事項を記述したのがこの入札心得書等です。したがって、入札等契約に参加される方は、ここに記述されている事項は全て承知の上参加されるものとして取り扱いますので、誤りのないように注意してください。

なお、一般競争契約及び指名競争契約に参加する際に必要となる参加資格審査に関する事項につきましては、本社、本店等が所在する地域を管轄する地方防衛局及び地方防衛支局にお問い合わせください。

１　入札心得書

入札心得書

（目的）

第１条　一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

（競争参加の申し出）

第２条　競争に参加しようとする者は、公告又は公示（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第２条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

（入札保証金等）

第３条　入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、予決令第７４条の公告において指定した期日までに、見積金額の１００分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

３　入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

４　入札参加者は、第１項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

５　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還付する。

（入札等）

第４条　入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

２　入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第１から別記様式第３までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第７１条第１項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第１及び別記様式第２については、公告等において指定した書類の提出期限までに、別記様式第３については、入札前までに持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出するものとする。

なお、別記様式第２に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要はない。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

４　入札参加者は、入札説明書（又は指名通知書）、図面、仕様書、現場説明書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当官等に質問することができる。また、質問に際しては、入札説明書等において指定した担当部局に電話連絡し、書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出することにより質問することができる。

５　入札参加者は、別記様式第４により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。

６　第１回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。

７　入札書及び内訳明細書が入札書提出締切時刻までに持参又は到達しない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

８　契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第８条第１１号に該当する入札として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

９　入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

10　入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等宛てに書面（様式は自由とするが、入札参加者により作成されたものに限る。以下「申出書」という。）にて申し出なければならない。申し出に際しては、公告等において指定した担当部局に電話連絡し、申出書をＦＡＸ又は電子メールにより送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から防整施（事）第１５０号（２８．３．３１）「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」

（以下「指名停止要領」という。）により指名停止を行うことがある。

11　入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うことができるものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。

また、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、郵送等開札に立ち会わなかった入札参加者は、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。

（入札参加の取りやめ）

第５条　入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、同様とする。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（別記様式第５）を契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。

３　入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第６条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

４　前項までの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（入札の取りやめ等）

第７条　入札参加者が連合し又は不穏の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期又は取りやめることがある。

（入札の無効）

第８条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　競争参加資格を有しない者のした入札

(2)　入札書の提出期限後に到達した入札
(3)　契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者又は虚偽の記載若しくは不備のある資料を提出した者のした入札
(4)　委任状を提出しない代理人のした入札
(5)　入札参加者名を欠く入札
(6)　金額を訂正した入札
(7)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(8)　明らかに連合によると認められる入札
(9)　当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者のした入札
(10)　２通以上の入札書を提出又は入札函に投入した者のした入札
(11)　その他入札に関する条件に違反した入札

２　開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
(1)　配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）。
(2)　公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき。
(3)　予決令第８６条第１項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき。
(4)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき。
(5)　落札決定までに、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を受けたとき。

（落札者の決定）

第９条　予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（会計法第２９条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第２９条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なもの）をもって入札した者を落札者とすることがある。

２　予決令第８５条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第２５条第１項第１号に定める基準）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しな

ければならない。

（再度入札）

第１０条　開札をした場合において、落札者がないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

２　入札を無効とされた者は、再度入札に参加すことができない。

３　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

４　各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を、入札を保留する場合は保留する旨を通知する。

なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対して、口頭により通知する。

５　再度入札において落札者がないときは、特別な場合を除き、不調とする。

（落札となるべき入札をした者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第１１条　落札となるべき入札をした者が２人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない隊員にくじを引かせる。

（契約の保証）

［役務的保証に限定する場合］

第１２条　落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付し、その証券を契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の１０分の３以上としなければならない。

［役務的保証に限定しない場合］

第１２条　落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の１０分の１（建設工事にあって、予決令第８６条の調査を受けた者との契約については、１０分の３）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

２　落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

３　落札者は、第１項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

４　落札者は、第１項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであ

るときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第１３条　落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札説明書等）

第１４条　入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

第１５条　入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第１６条　いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

（指名停止措置）

第１７条　第４条第１０項なお書き及び第６条第４項に規定するもののほか、この心得書に定める入札手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

２　見積心得書

見積心得書

（目的）

第１条　見積書を徴収して随意契約により契約を行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

（見積等）

第２条　見積書を提出できる者（以下「見積者」という。）は、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第２条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積依頼若しくは特定通知を受けた者又はその代理人のみとする。

２　見積者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第１から別記様式第３までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第７１条第１項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

　別記様式第１及び別記様式第２については、契約担当官等が指定した期日までに、別記様式第３については、見積書提出前までに持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵便等」という。）又は電子メールにより提出するものとする。

　なお、別記様式第２に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要はない。

３　見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることができない。

４　見積者は、仕様書、図面、現場説明書、契約書案（以下「仕様書等」という。）、現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、見積しなければならない。

　なお、仕様書等、現場等に疑義があるときは、見積依頼書又は特定通知において指定した期日までに指定した担当部局に電話連絡し、契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出することにより質問することができる。

５　見積者は、別記様式第６により見積書を作成し、見積件名、見積日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、見積書の提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等又は電子メールによる見積書の提出が認められている場合において、郵送等又は電子メールにより見積書を提出するときは、発送又は送信後速やかに見積依頼書又は特定通知において指定した担当部局に電話連絡するものとする。

６　見積者は、一度提出した見積書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

７　見積者は、見積依頼書又は特定通知において指定された時刻までに、指定された場所に入室し、見積に立ち会うことができるものとする。

（見積参加の取りやめ）

第３条　見積参加者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取りやめることができる。また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出したものがいないときに再度の見積を行う場合も、同様とする。

２　見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届（別記様式第７）を契約担当官等に持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した見積書を提出するものとする。

３　見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積の確保）

第４条　見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　見積参加者は見積に当たっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他の契約担当官等に提出する資料（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

３　見積参加者は契約相手方の決定前に他の見積参加者に対して見積意思、見積書等を意図的に開示してはならない。

４　前項までの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から防整施（事）第１５０号（２８．３．３１）「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

（見積の取りやめ等）

第５条　見積者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積りに参加させず若しくは見積を延期又は取りやめることがある。

（見積の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

(1)　見積に参加する資格を有しない者のした見積

(2)　見積書の提出期限後に到達した見積

(3)　契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者又は虚偽の記載若しくは不備のある資料を提出した者のした見積

(4)　委任状を提出しない代理人のした見積

(5)　見積参加者名を欠く見積

(6)　金額を訂正した見積

(7)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積

(8)　明らかに連合によると認められる見積り

(9)　当該見積について他の見積者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者のした見積

(10)　その他見積に関する条件に違反した見積り

２　開札後、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は無効として取り扱うものとする。

(1)　配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）。

(2)　公示等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき。

(3)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき。

（契約の相手方の決定）

第７条　見積者が提出した見積金額が、契約担当官等が定めた予定価格の制限の範囲内である場合に、契約の相手方とする。

（再度見積）

第８条　前条の予定価格に達した価格の見積りがないときは、必要に応じ、再度見積を行う。

（契約の相手方となるべき見積をしたものが２人以上ある場合の契約の相手方の決定）

第９条　契約の相手方となるべき見積をした者が２人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約者を決定する。

２　前項の場合において、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない隊員にくじを引かせる。

（契約の保証）

［役務的保証に限定する場合］

第１０条　契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付し、その証券を契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の１０分の３以上としなければならない。

［役務的保証に限定しない場合］

第１０条　契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、契約金額の１０分の１以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

２　契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

３　契約の相手方は、第１項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

４　契約の相手方は、第１項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第１１条　契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　契約の相手方が前項に規定する契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

（仕様書等）

第１２条　仕様書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

第１３条　見積者は、見積書提出後、この心得書、仕様書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第１４条　不適切な形態による下請契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

（指名停止措置）

第１５条　第４条第４項に規定するもののほか、この心得書に定める見積手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

別記様式第1
令和〇年〇月〇日

委　任　状

受任者
　営業所名　　：
　役　　職　　：
　氏　　名　　：
　電話番号　　：

　私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）について次の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：

委任事項（例）
　1. 入札及び見積について
　2. 契約締結について
　3. ・・・・・・・・・・

委任者
　住　　所　　：
　商号又は名称　：
　役　　職　　：
　代表者氏名　　：
　電話番号　　：

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
　殿

別記様式第2
令和〇年〇月〇日

年　間　委　任　状

受任者
　営業所名　　：
　役　　職　　：
　氏　　名　　：
　電話番号　　：

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）について次の権限を委任します。

記

委任期間（※）　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

委任事項（例）
1. 入札及び見積について
2. 契約締結について
3. ・・・・・・・・・・

委任者
　住　　所　　：
　商号又は名称　：
　役　　職　　：
　代表者氏名　　：
　電話番号　　：

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
　殿

※　委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

別記様式第3
令和〇年〇月〇日

委　任　状

当社は、〇〇〇〇を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
殿

住　　所　：
商号又は名称　：
代表者氏名　：
電話番号　：

別記様式第4
令和〇年〇月〇日

入　札　書

工事名（業務の名称）

入札金額：￥

上記の金額をもって入札心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
　殿

住　　所　：
商号又は名称　：
代表者氏名　：
代表者電話番号　：
代理人氏名　：
代理人電話番号　：

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

別記様式第5
令和〇年〇月〇日

入　札　辞　退　書

工事名（業務の名称）

上記工事（業務）について、都合により入札を辞退します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
　殿

住　　所　：
商号又は名称　：
代表者氏名　：
代表者電話番号　：
代理人氏名　：
代理人電話番号　：

別記様式第6
令和〇年〇月〇日

見　積　書

工事名（業務の名称）

見積金額：￥

上記の金額をもって見積心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
　殿

住　　所　：
商号又は名称　：
代表者氏名　：
代表者電話番号　：
代理人氏名　：
代理人電話番号　：

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

別記様式第7
令和〇年〇月〇日

見　積　辞　退　書

工事名（業務の名称）

上記工事（業務）について、都合により見積を辞退します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
　殿

住　　所　：
商号又は名称　：
代表者氏名　：
代表者電話番号　：
代理人氏名　：
代理人電話番号　：

入 札 説 明 書

西部方面会計隊本部業務科の高遊原64･65号建物電源新設工事に係わる入札公告(電気)に基づく入札等については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札公告日：　令和8年11月16日（月）

2　契約担当官等
(1) 契約担当官:　分任契約担当官　陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之
(2) 住　所:　〒862-0901　熊本県熊本市東区東町1－1－1

3 工事概要
(1) 工事名：　高遊原64･65号建物電源新設工事

(2) 工事場所：　熊本県益城郡益城町大字小谷１８１２　陸上自衛隊高遊原分屯地

(3) 工事内容及び工事範囲 :別冊図面及び仕様書のとおり

(4) 工期：　令和9年3月31日（水）まで

(5) 使用する主要な資機材 :電源工事

(6) その他
ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7･8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、4(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級）以上であること

工事区分	格付
電気	C

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成･引渡しを完了した工事のうち上記4(4)の工事を施工した実績を有すること （建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．9）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．7．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．3．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．3．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は属表第1のとおりである。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア 二級建築工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
・ 二級建築工管理技士の資格を有するもの
・ 建築工事においてはこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
(原則、着工から完成まで従事している。)
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 西部方面会計隊本部業務科が発注した「4(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65 点以上であること。

(10) 上記(3)1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等を いう。 以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合(共同企業体を含む。)の理事

e その他業務を執行する者であって、aからbまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第 1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可
4(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1－1－1 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面隊会計隊本部業務科 契約班 担当 和田 TEL 096-368-5111(内線3573) FAX 096-368-3579(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒861－2204 熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地 業務隊 管理科 担当 陣内 TEL 096－232－2101(内線352)

7　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間：　令和8年12月1日（火）午後3時00分まで
（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所：上記5①に同じ。

(2)　申請書は、属紙第1により作成すること。

(3)　資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成23年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3)に記載する工事が、平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は属紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第4に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年12月4日（金）までに通知する。

(5)　情報保全に係る履行体制についての確認

令和3年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は様式第1（運用通知の別紙様式第1）の誓約書を提出し、有していない者は別紙様式第2（運用通知の別紙様式第2）の誓約書を提出すること。

(6)　その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先：上記6①に同じ。

8　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
ア 提出方法
書面（様式は自由とする。）を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
イ 提出期間
上記7(5)の通知の日から令和2年6月17日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日
午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は午後3時00分まで

(2)　契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年12月9日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9　入札説明書に対する質問

(1)　入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
ア　書面（様式は自由とする。）を上記6①に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
イ　提出期間:　令和8年11月17日（火）　から　令和8年11月26日（木）まで
（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は午後3時00分まで。郵送等による場合は提出期限前日の午後5時00分必着。

(2)　(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。
ア　期　間　:　令和8年11月25日（水）　から　令和8年12月10日（木）まで
（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。
イ　提出場所:上記6①に同じ。

10　入札方法等
(1) 入札書の提出方法等
ア　提出期間:　令和8年12月10日（木）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
イ　提出場所：　上記6①に同じ。
ウ　提出方法
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。
また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。
なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金：免除

(2)　契約保証金 納付
　　実施要領は、契約締結後別に示す。
　　また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
　　なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10 分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10 分の3）以上とする。

12　工事費内訳明細書の提出

(1)　第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法
　　ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法、数量、）単位、単価、金額等を記載したものとする。
　　イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
　　ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等
　　ア　提出期間：上記10(1)アに同じ
　　イ　提出場所：上記10(1)イに同じ
　　ウ　提出方法：上記10(1)ウに同じ

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
　　この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札
(1)　開札の日時及び場所
　　ア　開札日時：令和8年12月11日（金）午前10時00分
　　イ　開札場所：健軍駐屯地会計隊会議室

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
　　ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

(6)　情報保全に係る履行体制についての最終確認
　　入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、様式第3（運用通知の別紙様式第3）から様式第6（運用通知の別紙様式第6）までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。
　　提出された資料では情報保全に係る履行体制について 適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。
　　提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14　入札の無効
(1)　次に掲げる入札は無効とする。
　　ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
　　イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
　　ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
　　なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15　落札者の決定方法
(1)　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。
くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

16　配置予定監理技術者の確認
　　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が 確認された場合、契約を結ばないことがある。
　　なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17　別に配置を求める技術者
　　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が西部方面会計隊本部業務科で入札日から過去2年以内に完成した工事あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

(1)　65点未満の工事成績評定を通知された者

(2)　契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
　　なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。
　　また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19　契約書作成の要否等
　　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20　支払条件　　前金払：応じない
　　中間前金払又は部分払：応じない

21 火災保険付保の要否：要

22　再苦情申立て
　　契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことが できる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
(1)　提出期間：　　令和8年12月10日（木）
　　（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：上記6①に同じ

23　関連情報を入手するための照会窓口 ：上記6①に同じ

24　その他
(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(5)　代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

工事名：　高遊原64・65号建物電源新設工事

上記工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき**「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」**を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者については、**「工程管理に対する技術的所見」**を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1　一般競争参加資格確認申請書

(1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し、申請して下さい。

(2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

(1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

・用途(電気)

・電源新設工事

(2) 記載する工事は、令和3年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。
なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

(3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．7．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．3．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．3．31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(4)「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(5)「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

(6)「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

(7)「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

(8)「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。

(9)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に〇を付し、登録番号を記載して下さい。

3　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

(1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2)「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

(3)「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
(4)「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成23年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
(5) 記載する工事が平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
(6)「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
(7)「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
(8)「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
(9)「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
(10)「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
(11)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に〇を付し、登録番号を記載して下さい。
(12)「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
(13)「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見
(1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
(2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
(3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間
(1) 提出場所
〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1－1－1
陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面隊会計隊本部業務科　契約班
担当　　和田
TEL　096-368-5111（内線3573）
FAX 096-368-3579(直通)
Eメールｱﾄﾞﾚｽ　　finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出して下さい。

(3) 提出期間 :　　令和8年12月1日（火）午後3時00分まで
ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認
競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は以下の日付までに書面により通知します。
日付: 令和8年12月4日（金）

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について
(1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
(2) (1)の説明を求める場合には、以下の日付までに持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。
ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。
なお書面の提出先 については、5(1)と同とします。
日付: 令和8年12月7日午後3時00分
(3) 説明を求められたときは、以下の日付までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。
日付: 令和8年12月10日（木）

8 その他
(1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
(2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
(3) 提出された資料は、返却いたしません。
(4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
(5) 資料提出に関する問い合わせ先 については、5(1)と同とします。

別紙第1

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 （例）

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之　　殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名　　印

令和8年11月16日付けで入札公告のありました高遊原64・65号建物電源新設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

以上

注1） 結果は押印省略とし、FAXにて通知いたします。
電話番号およびFAX番号を申請書に記載してください。

注2） 4項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第2

同種の工事の施工実績（例）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	百万円単位
	工期	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
	受注形態	単体／JV（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　）　　無

注）　1　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第3

配 置 予 定 の 技 術 者（例）

会社名

項目		主任技術者又は監理技術者
氏名		
最終学歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する）
	工期	令和　年　月　日～令和　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号 ） 無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	令和　年　月　日～令和　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号 ） 無

注）　１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

属紙第5

令和　　年　　月　　日

品質管理に対する技術的所見

工事名：高遊原64・65号建物電源新設工事

会社名：

■対象	の品質管理について

項　目	具体的な品質管理方法

工　　程　　表

工事名:

会社名:

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

別紙第1

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之　　殿

令和8年11月16日付けで入札公告のありました高遊原64・65号建物電源新設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

以上

注1） 結果は押印省略とし、FAXにて通知いたします。
電話番号およびFAX番号を申請書に記載してください。

注2） 4項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第2

同種の工事の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態	
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　） 無

注）　1　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第3

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目		
氏名		
最終学歴		
法令による資格・免許		
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS登録の有	有 （CORINS登録番号 ） 無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有	有 （CORINS登録番号 ） 無

注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

属紙第6
令和　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長　秋吉　裕之　　殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名　　印

見積りに関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工 事 名	高遊原64・65号建物電源新設工事
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者氏名 ②役職氏名 ③役職氏名
ヒアリング希望日	希望日　　令和　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　　時から　　時

注1：ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め3名程度でお願いします。

注2：ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますのであらかじめご了承願います。

属表第1

（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員）

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期

（全国営繕主管課長会議構成員）

都道府県 政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期

別表第2

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

数量公開の説明書

１　提供方法
　数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

２　数量書に対する質問等
　数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。
　質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。
　なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。
　質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

３　数量書の数量及び構成
⑴　数量の算出は、次の基準により算出している。
　ア　建築工事
　　「公共建築数量積算基準（平成28年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

　イ　土木工事
　　「土木工事数量調書作成の手引き（平成2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

　ウ　電気設備工事・機械設備工事
　　「公共建築設備数量積算基準（平成28年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」
　　「防衛施設設備積算要領（平成28年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

　エ　通信工事
　　「防衛施設設備積算要領（平成28年度版）整備計画局施設技術管理官制定」
　　「通信工事積算要領（平成28年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

⑵　数量書の様式は、次の書式を参考としている。
　ア　建築工事
　　「公共建築工事内訳書標準書式（平成28年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

　イ　電気設備工事・機械設備工事・通信工事「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成28年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

高遊原64･65号建物電源新設工事

関　連　書　類

1　入札説明書

2　契約書(案)

3　仕様書

4　標準現場説明書(金銭的保証)

5　標準競争資格参加確認申請書作成要領

6　市価調査書

今後の時程について

1	公告掲示開始日	: 令和8年11月16日
2	工期	: 令和9年3月31日
3	入札説明書等配布開始日	: 令和8年11月17日
4	一般競争資格確認申請書提出期限	: 令和8年12月1日
5	競争参加資格確認結果通知	: 令和8年12月4日
6	入札書等提出期限	: 令和8年12月10日
7	開札日	: 令和8年12月11日
8	市価調査書提出期日(FAX可)	: 令和8年7月24日

別紙第1
別紙様式第1
令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

分任契約担当官
西部方面会計隊本部業務科長　　秋吉　裕之　　**殿**

住所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

別紙第2
別紙様式第2

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

分任契約担当官
西部方面会計隊本部業務科長　　秋吉　裕之　　**殿**

住所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。